

ブラセロ・プログラム再考：

非合法移民問題の起源をめぐって

庄 司 啓 一

はじめに

アメリカ大陸＝西半球におけるアメリカ合衆国（以下、アメリカと略記）の南の隣国であるメキシコは、1848年米墨戦争の結果締結された「グアダルルーベ・イダルゴ」条約により、メキシコはその領土のほぼ2分の1をアメリカに割譲する。だが、新たな国境線が引かれた後も両国国境ではほぼ人の自由な通行が許されていた。メキシコ革命の1910年代、メキシコからは持続的に年間数万人が入国し、南西部を中心にメキシコ人コミュニティが相次いで形成されていった。そして、ヨーロッパからの移民を規制し、アジアからの移民を禁止した1924年移民法の出身国別移民割当制は、西半球からの移民には適用されず、米墨国境には国境警備隊が設置された⁽¹⁾。ニューディール期の30年代にはメキシコとの「善隣友好」が謳われたにもかかわらず、不法入国者は重罪を課され、人種差別も相まって、「メキシコ人問題」として政治問題化した。そして恐慌下の「スケープゴート」として、30～40万ほどのメキシコ人系住民の国外退去が実施された。

第二次世界大戦中の1942年、メキシコ人契約労働者導入計画＝「ブラセロ・プログラム」が開始された⁽⁴⁾。これは、1885年以来の「契約労働者法」⁽²⁾の禁止を解いて、1917年移民法の第3条9項但し書きに基づき⁽³⁾、戦時協力の一環として、国家間の行政協定として制定された。このプログラムは一時的な中断をはさみ、64年末までほぼ22年間の長きに亘って継続され、契約労働者460万人がアメリカの農場、一部は鉄道で働いた。この期間中にブラセロに伴って創出されたのが、国家の認定を得ない「非合法外国人」（ウエットバック）であった。その数は契約労働者の数を上回るほどであった。

本稿は、戦時の一時的な協定として開始されたブラセロ・プログラムがいかに、都市へのメキシコ系住民の移住を促進し、コミュニティ内部に新たな対立と抗争を作り出しながら、都市での新たなメキシコ系としての人種、あるいはエスニック・アイデンティティを形成する契機となったことを明らかにしたい。さらにメキシコ人のブラセロやウエットバックとしての南西部農場で

の階級的体験は後に、国境を超えての労働者の連帯、そしてネットワークの構築に重要な役割をはたしたことを論じてみたい。

1. 総力戦体制と労働力再編成

1-1 南西部の軍事化と人種問題の「フロンティア化」

第二次世界大戦の勃発はアメリカにおける戦時体制の構築を迫った。政府は軍事プロジェクトを南部と南西部に集中し、そこでは国家権力による農地の強制収用も含む、軍事産業への資源と労働力の集中的配置プロジェクトが進行した⁽⁵⁾。

1941年3月、連邦下院の通称トーラン委員会はニューディール期の失業救済を目的とする「困窮市民州際移住調査委員会」(Select Committee to Investigate the Interstate Migration of Destitute Citizens)から、戦時体制下の労働力の再配置を目的とする「国家防衛移住委員会」(Select Committee to Investigate National Defense Migration)と名称を変え、軍事産業への労働力の配置政策へとその性格を変化させていった。このトーラン委員会の提言にもとづき、ローズベルト大統領は1942年4月18日、大統領命令9139号により、国務省、司法省、労働省、農務省、陸軍、海軍を統括するニューディールの「農場保障局」(Farm Security Administration)のポール・マックナッツ(Paul V. McNutt)を議長とする「戦時人的資源委員会」(War Manpower Commission)を設置した⁽⁶⁾。その管轄下に、軍事部門への労働力の優先的配置政策が取られた。戦略物資となった農産物・食糧生産のため、農業部門への労働力確保政策として、農場主とその後継者に対する徴兵猶予、都市住民の農村移住の促進、女性、学生、子供の農場への導入、さらには必要ならば戦争捕虜、外国人労働者の導入が実施されることとなった。戦時中、全米で120万人の農業従事者が軍役に服したばかりでなく、軍需産業にも吸収された。その結果、1939年から1943年までに280万人以上の農場人口が減少した⁽⁷⁾。1940年代の初めにはじまった蓄積過程の規模とエネルギーは、合衆国における農業人口の絶滅を完了し、それを黒人と白人とを問わず、おおむね都市の「労働力」に転化させ、しかもラテンアメリカから相当の規模で労働力を輸入することによってこれを補充した⁽⁸⁾。

カリフォルニア州は第二次世界大戦により最も強い影響を受けた州である。そこには1940-44年間に政府資金が10億ドル以上投下された。航空機と戦艦、鉄鋼、人工ゴムの生産施設が集中したカリフォルニア州では、とくに労働力を確保することが困難であった。1943年8月に「戦時生産局」(War Production Board)が、ロサンゼルスをもっと労働力不足が深刻な「緊急度No.1」の地域に指定した頃には、航空機メーカーは、もはや新規採用者の年齢や、学歴、家庭状況、また労働者としての「質」をより好みできる状況ではなくなり、働くことができる者は誰

でも、ほとんど無条件で採用するようになったといわれる⁽⁹⁾。

戦時体制下の愛国主義・ナショナリズムが高揚する中、戦争への人種的マイノリティの協力を取り付けるために、ローズベルト大統領が行政命令 8802 号によって⁽¹⁰⁾、歴史上はじめて人種差別反対を表明したにもかかわらず、全国各地で人種暴動が発生した⁽¹¹⁾。また、日本軍の真珠湾攻撃の数ヶ月後の 1942 年大統領行政命令 9066 号によって、アメリカ本土西海岸に居住する 12 万以上の日本人／日系人が敵性外国人として「軍事的必要性」という理由から強制退去させられ、内陸部の強制収容所に連行された。また、軍事プロジェクトは南部のシェアクロッピング制度を崩壊させ、南部に集中していた黒人のシェアクロッパーは農村を離れ、南部都市ばかりでなく、東部、西部太平洋岸へ移住した⁽¹²⁾。

第二次大戦中、カリフォルニア州の人口は急激に増加した。中西部からは白人が、南部からは黒人と白人が、そして国境の南からはメキシコ人が大挙して太平洋岸諸州に集まり、戦時中に立ち退きを強制された日本人に取って替わって居住したメキシコ系、黒人、フィリピン人との間に対立を引き起こすことが懸念されるなど、ケアリー・マックウィリアムス (Carey McWilliams) の言う「西部は人種問題のフロンティア」となった⁽¹³⁾。

人種暴動としては、デトロイトの黒人の人種暴動が有名であるが、ロサンゼルスでは、1943 年 6 月に「ズート・スート暴動」が発生した。1943 年アメリカ兵の白人の若者がロサンゼルスの市街地を集団で行進し、ズート・スートを着たメキシコ系の若者や黒人に攻撃を加え、次第に無差別に若者を捜し出し裸にするなどした。なかには映画館へ乗り込みメキシコ系の若者を映画館から連れ出し殴る蹴るなどの暴力行為へとエスカレートしていき、ジャーナリズムが煽り立てたことも相まって、街全体を恐怖に陥れた戦時の白人兵士による人種暴動であった⁽¹⁴⁾。この暴動は当時、軍隊が投入され、夜には外出禁止令が発令され、メキシコ系の若者の暴動として、当時はセンセーショナルに報道された。

この暴動の報道がナチスドイツにより、アメリカにおける人種差別の例証としてメキシコ、ラテンアメリカ諸国の短波放送で報道されてはじめて、アメリカ政府は 1941 年に設置されたアメリカ大陸内事案調整局 (Office of the Coordinator of Inter-American Affairs: CIAA) を通じてメキシコ系アメリカ人組織や教育者などとともに、人種差別改善の努力を行なうようになった。メキシコ政府は前年の「スリーピー・ラグーン事件」もあり、国内のナショナリズムの高まりも考慮して、「ナチ」の人種差別と同様であるとアメリカ政府を強く非難した⁽¹⁵⁾。これは、アメリカの国内の人種問題がナショナルな問題であると同時に、インターナショナルな問題としての性格を持っていることを明確に示した事件でもあった。

第二次世界大戦下のメキシコ系コミュニティは都市化をとめないながら拡大し、メキシコ系住民の 30~40 万人が軍隊に入った。メキシコ系住民は F. ローズベルト大統領の人種差別禁止の行

政命令、民族自決権の擁護、ラテンアメリカ諸国との善隣友好政策の姿勢を評価する一方、メキシコ系住民への社会生活上の人種差別廃止を求め、市民権の擁護を訴える国内外での多面的活動を強化していった⁽¹⁶⁾。

1-2 戦時協力とブラセロ・プログラムの開始

西部・太平洋地域の農場での労働力不足は1942年2月、日本人／日系人12万人以上が「敵性外国人」であるとして、軍事的必要の名のもとに内陸部へ強制収容されたことでより一層深刻化した⁽¹⁷⁾。ブラセロ・プログラムによって、大量のメキシコ人契約労働者が導入されたのは、このような戦時の労働力調達問題が深刻化するなか、人種問題が全国化し、国際的性格を強めていたまさにその時であった。1942年6月1日、メキシコ政府は連合国として参戦、枢軸国にたいし宣戦布告した。その直後、アメリカ国務省はメキシコ政府と戦時の軍事協力について公式協議を求め、1942年6月15日、メキシコ駐在のアメリカ合衆国大使、ジョージ・メッサースミス(George Messersmith)は、メキシコ政府の外務大臣エクアエル・パディラ(Ezequiel Padilla)と会見し、戦時軍事協力の一環としてメキシコ人労働者導入プログラムの実施を求めた⁽¹⁸⁾。1942年7月、アメリカ農務長官クロード・ウィクカード(Cloud Wikukard)を代表とする使節団一行がメキシコ市での「農業に関するアメリカ大陸会議」(Inter-National Conference in Agriculture)に出席し、7月13日からメキシコ市で公式協議することに同意した。そして、協議の結果、両国政府は7月23日に合意に達し、8月4日に外交文書が交換され、「国際的労働力移動に関する協定」、いわゆるブラセロ協定が締結された。

このように、1917年移民法3条第9項の例外規定を法的根拠として、アメリカとメキシコ両政府の政府間行政協定として締結されたのが「国際的労働力移動に関する協定」、いわゆるブラセロ協定である⁽¹⁹⁾。この協定の「上位の雇用者」はアメリカ合衆国農務省の農場保証局であり、「下位の雇用者」(sub-employer)は農場主であることが明記された。このように、戦時における緊急政策としてメキシコからの農業契約労働者の導入計画が、雇用者側代表としてのアメリカ政府、メキシコ政府の労働者側代表として一種の「国家間の団体交渉」によって、ブラセロの賃金・労働条件などが交渉され決定されることになった。メキシコ側は外務省の移動労働局が管轄機関と決定された。また、その協定では契約条件のいかなる変更もメキシコ政府の承認を必要とすることも明記された。

両国政府により締結されたブラセロ協定の大綱は次のようなものであった。第一、メキシコ人契約労働者は若年男性に限定されアメリカにて軍役に服さないこと。第二、彼らは、アメリカ国内にていかなる人種差別も受けないこと。その法的な根拠は1941年6月25日にホワイトハウスで発効した「大統領行政命令8802号」(the Executive Order No. 8802)にあること⁽²⁰⁾。第三、

メキシコ連邦法第 29 条に従い、労働者は輸送費、生活費、賃金を保証されること。この連邦法では外国で働くいかなるメキシコ人の契約も書面で行われ、当該地の領事により管轄されたものでなくてはならないというものである。そして、メキシコ人契約労働者の賃金・労働条件についての契約の細目は次のようなものであった。①賃金はアメリカの同種の労働に従事するアメリカ人労働者と同水準を保証すること。最低賃金は時間 30 セント、契約期間 75%の仕事、あるいは 1 日 3 ドルの保証、②交通費、住宅費、医療保障費などの雇用者負担（日曜日を除く）、③メキシコ農業信用銀行に賃金の 10%を控除し、将来の農機具購入資金に充当すること。その他に、最大 35 キロの所持品を雇用者の費用で持つことができた。また 14 才以下はブラセロとなることが禁じられた⁽²¹⁾。だが、組織権・ストライキ権は認められなかった⁽²²⁾。

1943-47 年間、ブラセロ・プログラムの下でアメリカの 24 州に 34 万 7,000 人の契約労働者が導入された⁽²³⁾。彼らは約 3 億ドル以上を稼ぎ、そのうち 1 億 2,000 万ドル相当を送金した。その送金はメキシコ経済にとって観行、綿花に次ぐ重要な外貨の獲得源となった。また、賃金格差も大きく、1940 年代の後半から 50 年代はじめのメキシコの 1 日の平均賃金は 0.38 ドルから 0.69 ドルであったが、国境の北のアメリカでは 1 時間 0.25 ドルから 0.50 ドルであった。50 年になるとブラセロ 1 人の送金で平均 6 人の家族を養うことができ、それをブラセロ総数に換算すると 250 万人のメキシコ人の生活を支えることになる。この意味では、このプログラムは「社会の安全弁」をなしたといえる⁽²⁴⁾。

2. アメリカの南西部農業とメキシコ農村

2-1 南西部農業の労働力

戦時期、農村での労働人口の減少により、農業労働者の賃金は上昇しはじめ、「移動労働に関する大統領委員会報告」によれば、戦時中の移動農業労働者の一日の平均賃金は工業労働者のその 44%相当となった。だが、1945 年にはそれは 3 分の 1 に低下し、農工間の賃金格差は拡大した⁽²⁵⁾。このような賃金の低下をもたらしたのは軍需工場での賃金の上昇ばかりでなく南西部の国境を越えて来るメキシコ人の存在が大きかった。彼らは農業資本にとって「理想的な労働力」であった。第 1 に、彼らはメキシコ農村に大量に存在し、しかも肉体が強靱でよく働き、必要な収穫時の労働契約期間が終わると「自然」に農場から去っていく。したがって、農場主は彼らの生活について責任をもつ必要がなく、しかも、彼らの賃金はメキシコの水準に抑えることができたのであり、その低賃金は農村労働者全体の賃金水準を押し下げる作用をも果たしたからである。第 2 に、このブラセロ労働者の募集と管理は政府によって実施された。そのために農場主は一定の手数料を払えば、ブラセロが農場主団体を通じて確実に確保することができたからである。こ

れは、小麦、トウモロコシなど主要な農産物については政府の補助金が拠出され、価格と生産の調整が実施されるように、一種の政府によって管轄された「補助金付」労働力と呼ぶことができる。つまり、政府の財政支出によって支えられた外国人契約労働者の南西部農場への供給でもあった。しかも、このブラセロは大規模農場に集中的に雇用され、地域的にはカリフォルニア州やテキサス州の綿花・野菜・果実農場に集中した。その結果、1945年にはカリフォルニア州はアイオワ州を抜いて全米第一の農産物販売州となった⁽²⁶⁾。

南西部農業は歴史的に、大土地所有のもとで特殊な商業作物を大規模・集約的に経営する農場が多く、農場主は生活体というよりは企業体としての性格を強くもっていた。つまり、「多様な特殊商業作物の企業的栽培」を目的とする企業体であり、生活体ではない。ケアリー・マックウイリアムスのいう『畑の中の工場』(Factories in the Field)とは、スペイン領時代に創出された大土地所有制度の歴史的基盤の上に、大規模経営に不可欠な大量の外国人移動農業労働力の存在を前提とする、いわば、大土地所有制度と外国人労働力の結合された資本主義的農業である⁽²⁷⁾。

ギルバート・ゴンザレスは、農業ビジネスと政治的利害との総体的な権力を「帝国のエージェンシー」(the Agency of Empire)と呼んでいる⁽²⁸⁾。さらに、彼らは、ブラセロを「ペオン」(Peon)・「オリエンタル」(Oriental)と捉え、アメリカの南西部を「国内植民地」と規定する。その上で、「ブラセロ・プログラムはすべての面から言って、それに引き続く移住ネットワークの基礎を築いた」と述べる⁽²⁹⁾。ケアリー・マックウイリアムスは「カリフォルニア農業はオリエンタル農業であり、とくに、農地内工業はオリエンタルとペオンの低賃金労働に依拠して築かれた」⁽³⁰⁾と評した。かつての浮動的な移動から国家によって直接的に統括された労働力の移動を、エルネスト・ガラルサは『労働商人』(Merchant of Labor)で、ブラセロ・プログラムは国境を越えての労働力移動の国家管理政策＝「管轄された移動」(administered migration)へと転化と規定する⁽³¹⁾。キティ・カラヴィタ(Kitty Calavita)は『国家の内部』(Inside the State)において、ブラセロをメキシコにおけるペオン＝負債奴隷と同じ、自由な労働力ではない「囚われの労働力」(captive work force)であると呼んだ⁽³²⁾。メイ・ナイ(Mae Ngai)は、『ありえない人々』(Impossible Subjects)において、ブラセロ・プログラムを国家の境界を越えての階級形成＝トランスナショナルの視点から、メキシコ人契約労働者はアメリカ合衆国における一般的・伝統的な意味での労働者階級とは異質の、その階級の外部に位置づけられる特殊な労働力であり、「輸入された植民地主義」(“imported colonialism”)を構成する要素であると卓越した表現で呼んでいる。それは、アメリカ領土内で労働者として働きながら「人種化された外国人部隊」(racialized foreign body)として下位に位置づけられ、法と社会的慣習により政治統治体から排除され続けるという新たな社会的秩序を生み出したと述べる。このような越境は、単に独立し

た国家間の自由な労働力移動ではない、と論じている⁽³³⁾。

2-2 エヒード (ejido) の困窮

1940-60年間にほぼメキシコの人口は80%も増加し、1,980万人から3,500万人となるが、メキシコ農村には生活に窮する多くの人口が累積されていった。1930年代、メキシコ革命後のカルディナス政権下の土地改革 (the Reparto Agrario) によりエヒードへ分配された土地は一般的に肥沃な土地ではなく、灌漑施設もないものがほとんどであった。大土地所有のアシエンダ制度のもとで土地をもたなかった人々に土地が配分されたが、それだけで農業を行い生活の糧を得るというまでいかなかったものが多かった。乾燥地で家族が生活するには最低5ヘクタールの土地だけでは家族全員が最低の生活を維持していくことさえ困難であり、それ以外に季節的賃労働が必要であった。

1940年に誕生したアヴィラ・カマチョ (Avila Camacho) 政権は、前のカルディナス政権の石油の国有化などナショナリスティックな政策と異なり、アメリカ政府と資本の要求を受け入れ、農村の土地改革を事実上放棄し、都市の工業化を優先する政策をとった。農業は都市工業の発展を支える部門として位置づけられた。農業の近代化と称して農村では「緑の革命」による生産性の向上が追求された⁽³⁴⁾。

1940年代のはじめは乾季が長く続く年が多く、灌漑施設のないエヒードは水不足に悩まされた。高い利子で借金をするものもあったが、彼らは土地改革以前のアシエンダ大土地所有制度と同じような状態、一種のペオン、債務奴隷化するものも増加し、その中から農村から都市へと移動するものが続出した。だが、大した技能と教育を持たない農民が都市で安定した仕事を見つけることは難しく、その大半が都市の不熟練職、サービス職に低賃金で従事するしか仕方がなかった。そのような彼らにとって、希望は都市で金を稼いで農村に戻り、農業で生活を立てることであった。法律では禁じられていたが、50年代にはエヒード間の土地の貸借が頻繁に行われるようになった。

マッセイ等はブラセロ最大の供給州であるハリスコ州アルタミラ (Altamira) での実地調査により、次のように述べる⁽³⁵⁾。40-50年代の国際移住は、人々を地元での経済活動から引き離すことはなかった。それはむしろ、エヒード農民がアメリカで稼いで帰国し、その資本を農村で耕作ぎりぎりの限界地に投下し耕作可能地に変えることで乾燥地での土地の特産性を増加させ、農民を続ける一つの要因となったのである。大規模農場ではソイグラム、アルファルファなどの商業作物が機械によって栽培されたが、トウモロコシ、インゲン豆など伝統的な主食栽培では機械化が進まず、エヒード農民の家族労働に依存していた。この大農場での機械化の進展は貧しいエヒード農民の農村での季節賃労働の機会を奪うこととなった。と同時に、それはエヒード農民の

家族生活維持を困難とさせ、調査地域となったアメタミラでは、1960-70年間にエヒード農民が保有する乾燥地が4,127ヘクタールから2,226ヘクタールと減った。メキシコ人にとって、家族の生活のために国境を越えることは自然の行為であった。そして、ブラセロもウエットバックも単に書類所持の有無の違いだけであり、事実、マッセー等は、40年代の後半となるとブラセロの増加に伴い、不法に国境を超えるウエットバックも急増したことを明らかにしている。

3. ブラセロ・プログラムの「危機」

3-1 ウエットバックのブラセロ化

ブラセロ・プログラムは戦時協力を理由に開始されたが、両国間の協定にも明記されたように、メキシコ政府はアメリカ国内における人種差別の存在に懸念を示していた。そして、メキシコ政府はアメリカ南部における公共の場所での「白人のみ」など人種差別が存在するとの理由で、戦時のテキサス、アーカンソー、ミズーリ州などへのブラセロの供給を認めなかった⁽³⁶⁾。だがテキサス州を中心に南部では、農場主はブラセロの代わりに、政府の規制を受けない非合法外国人労働者＝ウエットバックを好んで雇用した。この意味では南部の人種差別の存在がウエットバックを生み出したともいえる。

第二次世界大戦の終結にともなって、アメリカ国務省は1946年11月15日、9ヵ月後にブラセロ協定を廃止することを提案する。アメリカ政府はこのプログラムを二国間の行政協定としてではなく、一般的な移民法に基づいて実施していくことを望んでいたのである。だが、メキシコ政府はこの提案を受け入れず、政府間の行政協定として継続することを主張した。そのように戦時のブラセロプログラムの継続か、廃止かをめぐって両国政府の合意がなされないまま、アメリカ政府が一方的に、1947年4月にPL 40号に基づき「戦時農業労働計画」(Emergency Farm Labor Program)を廃止した。そのためメキシコ人の導入は1917年の移民法に依拠して継続されることとなり、管轄機関も労働省へと移った。そして、政府の統制力が弱まる中、農場主は直接にメキシコ人を雇用し始めた。なぜなら当時農場主は労働省からの労働力不足の証明書さえ入手できれば、メキシコ人をほぼ無制限に雇用できるような状態であったからだ。その結果、国境付近には多数のメキシコ人が集合し、それらのメキシコ人が大挙してアメリカへ入国する事態が発生し、その取り扱いをめぐって両国政府は新たな方策を模索していた⁽³⁷⁾。

その後、農場主団体はアメリカ内にすでにいる不法滞在者を合法的にブラセロとして雇用することが可能となった。その結果、戦時中にブラセロが供給されずウエットバックが集中したテキサス州では、5万5,000人以上の不法入国・滞在者が合法化＝ブラセロ化された。このように農場主と雇用契約を結んだものは、国家のお墨付きがなくともブラセロとして合法的に南西部の農

場で働くことができるという措置は、大勢の仕事を求めるメキシコ人を国境付近に呼びよせることとなり、1948年10月には「エル・パソ事件」を引き起こす誘因となった⁽³⁸⁾。これは、賃金水準をめぐる両国政府が対立し、妥結の道筋も見えなかったために、メキシコ政府は一方的に国境を閉鎖した。だがアメリカ政府の方はメキシコ人の自由な国境の通交を許可する状態におき、収穫期を間近にした農場主がメキシコ人の募集をかけたため国境を越えて多数のメキシコ人がアメリカ領土へ流れ込んだという事件であった。この事件に激怒したメキシコ政府は、事件直後に暫定協定の一方的破棄を通告した。アメリカ連邦政府はこの事件に対して遺憾の意を表明し、善隣友好の立場から「ブラセロ・プログラムが引き続き継続されることは、アメリカ政府の外交政策の目的に貢献するであろう」という声明を発表し、メキシコ政府はその謝罪を受け入れた。その上で1949年7月に両国間に新しい協定が結ばれた。この協定においてメキシコ政府が主張したのが、政府の強い介入なしにはメキシコ人労働者が低賃金と人種差別に晒される懸念があるため、両国政府が戦時のように雇用関係に直接的に介入しなければならないというものであった。当時のメキシコ政府は、戦後の近代化政策のなかで、メキシコ農村に大量に累積される不安定な就業者や貧困人口の存在が社会・政治問題化することを警戒していた。また、メキシコでの組織労働などブラセロ・プログラムに反対する団体はメキシコ経済がこれまで以上にアメリカに依存・従属することへの懸念を表明した⁽³⁹⁾。これに対して、アメリカ政府は、ブラセロ・プログラムを継続に反対する労働組合、公民権団体、メキシコ系アメリカ人団体からの批判にどのように対処するかを迫られていた。

このように両国間政府は自国の内部に反対勢力を抱え込みながら、その対応策として、アメリカ政府がメキシコ政府の要求を受け入れる形で、両国政府はウエットバックを政府の統制下におくこと、つまり、ウエットバックを合法化＝ブラセロ化させるということで合意した。つまり、不法に入国したものであっても、農場主と雇用契約をすでに結んだメキシコ人は誰でも合法的にアメリカで農業労働に従事できるという主旨であった。だが結果は予想されたように、ウエットバックの往来は一向に減らず、さらに増大させるだけであった。大統領報告は次のように述べている。「1947～49年間にメキシコ内地から7万4,600人が契約により調達され、14万2,200人のすでに入国した不法滞在者が農場主との契約の下に合法化された。だが1950年にもウエットバックの合法化が起ったにもかかわらず、ウエットバックの通交は減少していない」⁽⁴⁰⁾。

両国政府は、ウエットバックを合法化させて国家の管轄下におき、雇用者と被雇用者間の直接の労働力売買を規制しようとした。アメリカ農場主の低廉な外国人季節労働力への渴望は強く、アメリカの農場主はメキシコ農村の伝統的な社会の崩壊から生み出される不断の過剰人口を合法/非合法を問わず貪欲に吸収し、新たな搾取材料とした。

3-2 農業労働者の闘いとブラセロ・ウエットバック

農業労働者組合は、賃上げと団体交渉の承認などを求めて、一部のブラセロ・ウエットバックを巻き込んでストライキを執行した⁽⁴¹⁾。1947年10月にはカリフォルニア州のアグリビジネスの代表格たる「ディジョージオー・フルーツ会社」(DiGiorgio Fruit Corporation)において、「全国農業労働組合」(The National Farm Labor Union)の218支部が労働者の賃金の削減に反対し、労働条件の改善や団体交渉を求めてストライキを敢行した。この労働者はメキシコ系、「オーキー」⁽⁴²⁾、フィリピン人からなっていた⁽⁴³⁾。この支部には1947年8月の時点で1,200人の公式組合員がいた。この組合の指導者は1930年代の農業労働運動の経験をもち、かつての南部のシェアクロッパー出身者からなっていた。この農場は黒人労働者を一人も雇用しなかった。同会社の1万1,000エーカーのアービン農場にはすでに130人のブラセロと70人程のウエットバックが雇用されていた。彼らも最初はストライキに参加する意志を示した。しかし、会社は農務省・司法省など政府機関の力によってブラセロとウエットバックを農場に引き戻した。メキシコ政府はこの事態に対して、アメリカ政府が解決すべき国内問題だという態度をとった。この間に、会社はスト破りとして800人のメキシコ人を導入してストライキを粉砕しようとした。しかし、このストライキは長期化し、次第に議会の公聴会の影響などにより政治的・全国的性格を帯びつつ1950年5月9日まで続いた。メキシコ人がスト破りに導入されたという批判に対し、一部の農場主はブラセロやウエットバックとの契約を破棄することで対処した。その結果、解雇されたメキシコ人労働者の多くは、契約を失った不法外国人として移民局に逮捕された。このように、ストライキの最も重要な時期、ストライキに参加しようとした合法・非合法のメキシコ人労働者を外国人労働者としてストライキから国家が隔離し、必要ならばストライキ破りとして農場へ送り込み、不必要となった際には強制的に移民局の管理下にある収容所へ送り込んだのである。つまり、国家権力はウエットバックを強制送還によって脅迫し、契約外国人労働者であるブラセロを国家間の協定によって強力に統制したのである。換言すれば、国家権力は組織された労働者の権利であるストライキに外国人労働者を介入させることによって農場主の利益を守ったのである⁽⁴³⁾。

国境を越えるメキシコ人にとって、ブラセロとなるか、あるいはウエットバックとなるかは、単に書類を持つか、否かの問題であり、その供給源となる社会経済的背景は同じであり、しばしば同一家族内にもブラセロとウエットバックが併存した。そのために、ブラセロ・プログラムが制度化された1951年以降も、ウエットバックの数は一時的には減少したが、むしろその後はブラセロの増加につれて増加していった。戦後になると、ウエットバックの数はブラセロを超え、1949年ブラセロ10万7,000人に対してウエットバックは27万8,500人であった。1953年にはブラセロは20万1,380人に増加したのに対して、ウエットバックは実に87万5,318人にも急増した⁽⁴⁴⁾。

4. ブラセロ・プログラムの制度化

4-1 「移動労働にかんする大統領委員会報告」(Report of the President on Migratory Labor, *Migratory Labor in American Agriculture*, 1951)

PL 78 号の制定に先立ち提出されたのが「移動労働にかんする大統領委員会報告」である。国内での移動農業労働者の貧困と外国人契約農業労働者の導入について国民の関心と批判が強まり、それへの対応として、トルーマン大統領は行政命令 10129 号により 1950 年 6 月に委員会を設置した。その委員会の活動は、全国的な公聴会を基本として移動労働者に関する包括的な実態調査を実施し、国内の移動労働者を生み出すメカニズムを分析し、さらに外国人契約労働者導入が国内の移動労働者へどのような影響を与えるかを調査したものである。とくに報告書は、移動労働者は住居が流動的なため、市民的権利が事実上剥奪され、児童労働や健康上の問題など教育や社会的権利についても侵害されていること、そして一般の市民コミュニティから、一種の隔離状態にあると述べている。その上で、移動労働者には、団結権、団体交渉権、社会保障の権利などニューディール政策により与えられた労働者としての当然の権利が与えられていないこと、また労働請負人が労働者の非人間的扱いをしていることなどを批判している。つまり、移動労働者は、アメリカ人の一般的労働者とは異なる社会・経済状態に置かれていることを指摘しているのである。

また、戦後の外国人契約労働者導入計画は、国内の移動労働者の賃金と労働条件を押し下げていること、メキシコ人のウエットバックは自由な労働力ではなく、国外への強制送還の恐怖に怯えながら、メキシコの負債奴隷制＝ペオナージと同様に、農場主によって「囚われの身」に置かれていると告発し、ブラセロ・プログラムを強く批判している⁽⁴⁵⁾。また、農業における綿花栽培の機械化の前進は一般に言う労働者の削減をもたらすのではなく、シェアロッパーから季節賃金労働者への転換と季節労働者需要の増加、年間を通じて農業労働に従事していた年雇い労働者の移動労働者化を促進していると機械化の影響を分析している。このプログラムが不法入国者の増加を起こす原因であると指摘しながら、メキシコ人は季節労働に不可欠の労働力を提供していると結論し、そのために、外国人労働者は国内労働者を補完するものとして南西部農業にとって必要であり、したがって、ブラセロ・プログラムは今後も継続すべきであると提言した⁽⁴⁶⁾。

この報告に対する批判も出た。農業団体はプログラムの継続には賛意を示しながら、都市住民や労働組合などの主導によるニューディール政策以来の「農場保障局」の路線に沿ったものとか、調査分析の論拠が十分でないという理由で報告書を批判した⁽⁴⁷⁾。もちろん農場主たちは、アメリカ国内の農業労働者がニューディール政策の「全国労働関係法」(National Labor Relation Act) の制度の枠外、つまり、「忘れられた労働者」であることは当然知っていたはずであ

る⁽⁴⁸⁾。また、アメリカ政府の司法省、労働省、国務省も調査結果とその提案の支持を表明したが、それぞれの省の思惑は異なっていた。国務省は強硬な手段をとることは外交上慎重であるべきだとか、また司法省は移民法による取締りの実効性については懐疑的であった。国内労働者の擁護に権限をもつ労働省さえ、国務省に賛同してウェットバックへの行政的罰則の行使は生産的ではないという意見を表明した。さらに連邦議会においても、罰則的法律を施行することは得策ではないという声が強かった⁽⁴⁹⁾。

これに対して、メキシコ系の公民権団体、移民擁護団体、労働組合、宗教団体、社会改革団体、リベラルなどもブラセロ・プログラムの継続に反対した⁽⁵⁰⁾。だが、これらの団体間の反対意見はさまざまであり、組織的な反対運動は弱かった。というのも、1940年代から1950年代初頭、反共・反外国人のイデオロギーが国民の大半を捉えるなか、国民の多くは、ブラセロやウェットバック問題は南西部のローカルな外国人問題だと考えていたからである⁽⁵¹⁾。

4-2 朝鮮戦争の勃発と公法 78 号

ブラセロ・プログラムをめぐる政府の政策への様々な議論が行われている最中、朝鮮戦争が勃発した⁽⁵³⁾。朝鮮戦争中の1951年2月27日、後に公法78号となる法案(S.984)が下院農業委員会のホワイト・ポージ民主党議員(White R. Poage)と上院農業委員会議長のアレン・エレンダー議員(Allen J. Ellendar)というテキサス州とルイジアナ州選出の南部有力民主党議員により提出された⁽⁵⁴⁾。農業委員会へ提出されたこの法案の趣旨は、まず、第一に、友好国メキシコへ仕事を提供すること、第二に、アメリカ市民の生活水準を擁護すること、第三に、メキシコ人の人権擁護と説明された。そしてトルーマン政権下の第82議会で7月12日、1949年農業法の修正＝「公法78号」(PL78)として議会を通過した。

このように、朝鮮戦争時という緊急時、PL78号は農業法の修正として制定され、2年間の時限立法として国家の管轄のもとにブラセロ・プログラムは続くことになった。R.クレイグによれば、朝鮮戦争なしに、ブラセロ・プログラムの制度化は不可能だった⁽⁵⁵⁾。メキシコ人契約労働者を政府の直接管理のもとに置くというメキシコ政府の要望を取り入れながら、朝鮮戦争中の1951年8月2日、アメリカ政府とメキシコ政府は隣国としての友好関係を強調し、新たな移動労働者協定を締結した。その協定では、第一、政府の監視下で国内農業労働者の保護が図られ、外国人契約労働者の導入がアメリカの国内労働者に悪影響を与えないこと、第二、メキシコ人労働者に対する賃金差別を禁止し、アメリカでの標準的賃金が支払われることなどが書き込まれた⁽⁵⁶⁾。

アイゼンハワー政権は基本的にブラセロ・プログラムを継続することを承認し、その後も議会での強い反対もないまま更新を繰り返して64年の末までつづくことになった⁽⁵⁷⁾。その背景には、

冷戦下アメリカのメキシコとの善隣友好という外交的配慮があったといわれる。カルヴィータによれば、メキシコ政府への外交的配慮も、朝鮮戦争が終わると農場主の契約違反が続出し、国務省の姿勢もメキシコ政府に対して強硬となっていった。だが、その一方で、アメリカ政府はラテンアメリカでの反米ナショナリズムの高まり、グアテマラでの共産主義勢力の台頭などを憂慮しながら、メキシコ政府への協力を要請した。だが、メキシコ政府も簡単には譲歩しなかった⁽⁵⁸⁾。それとともに、農業ブロックといわれる強い政治的圧力団体の存在があった。中西部と南西部の農業地帯の農場主団体は、農産物価格支持とメキシコ人契約労働者導入という主要問題において、アメリカン・ファーム・ビューロー（the American Farm Bureau）内部での利害を一致させ、農場主団体ナショナル・グレンジ（National Grange）や鉄道会社のサンタフェ鉄道、サザン・パシフィックとともに農業ブロックを形成し、ブラセロ計画を支持した⁽⁵⁹⁾。アメリカン・ファーム・ビューローは当時145万人の会員からなる強力な団体であり、その会員の半分以上は中西部の農業地帯であった。AFBは1930年代のニューディール政策の下、農業労働者に社会的規制を行うことに反対し、カリフォルニア州では「農村のファシズム」⁽⁶⁰⁾、あるいは「ピンカートン」と呼ばれたアソシエイティド・ファーマー（Associated Farmer）の設立を援助した⁽⁶¹⁾。

他方、朝鮮戦争直後の不況の中、農産物の過剰生産と価格の低落のなかで国家の強力な国家的統制を主張する「ブラン・プラン」が敗北し、その弾力的な統制を法制化した農業法が制定された。そして戦略物資としての農産物の意義が再び高く叫ばれ、1954年には農産物輸出が冷戦下の国家戦略と密接に結びついている事を承認した「公法480号」（農業貿易振興援助法）が制定された。南西部の農場主団体は穀物、飼料など外国への戦略的輸出と主要農産物の連邦政府による生産調整＝価格支持政策を支持することでその「お礼」をしたといわれる⁽⁶²⁾。

5. 冷戦体制⁽⁶³⁾とブラセロ・プログラムの確立

5-1 マッカラン・ウォルター法

朝鮮戦争の勃発後、南西部への膨大な連邦資金が航空宇宙産業を中心に投下された。そして、1958年、カリフォルニア州は原子力委員会、国防省、航空宇宙局（NASA）などの主契約において全米第一位の22%を獲得し、ミサイル、エレクトロニクス、通信、事務機など、冷戦下の軍事戦略の要である航空宇宙・防衛産業の拠点となる⁽⁶³⁾。

1950年、連邦議会は共産主義者、ファシストなど国家転覆を企てるものの排除と強制送還などを含む「国内治安法（通称、マッカラン法）」（Internal Security Act）を大統領の拒否権を覆して可決した⁽⁶⁴⁾。その同じネバダ州選出のパトリック・マッカラン民主党上院議員、ペンシルベニア州選出フランシス・ウォルター民主党下院議員により提出された1952年移民・帰化法

(ウォルター・マッカラン法)はまた、トルーマン大統領の拒否権発動を乗り越えて、1952年6月27日に制定された⁽⁶⁵⁾。このような一連の反共法が制定される中、1952年移民・帰化法は、1924年移民法における人種・民族差別的条項を基本的に維持しながら、アジア圏という移民禁止区域(アジア太平洋三角地帯)からの移民を例外的に認めた。この移民法は1920年代の移民法において、「帰化不能外国人」と規定され、市民権取得の道が閉ざされたアジア圏からの移民に対し、厳しい量的制限を課したが全世界の国民にアメリカ市民権獲得の道を開いたのである⁽⁶⁶⁾。だが、1924年移民法と同様に、西半球住民に対して移民の上限を設けなかった。

マッカーシズムの強い影響下に制定された52年移民法は、新たに移民の選抜基準に思想や信条を加え、共産主義者やその同調者の移民禁止・制限条項を含んでいた。この条項についてリベラル派と保守派に大きな違いはなかった。また、この移民法の提案者の一人であるパトリック・マッカラン議員はブラセロ・プログラムとの関係について、メキシコ共和国からの短期契約労働者には「危険な外国人」に該当せず、イデオロギー問題もなく、むしろメキシコ農村での共産主義の浸透を防止するのにこのプログラムが役立っていると述べ、ブラセロ・プログラムがこの移民法によって何らの制約をうけることはない⁽⁶⁷⁾と説明している。さらに、彼はウエットバックの方がブラセロより農場主にとり利用しやすいとさえ述べている⁽⁶⁸⁾。また、反共・反外国人の立場を鮮明にしてきたミシシッピ州選出の上院議員ジェームス・イーストランド(James Eastland)は大規模綿花農場主であり、南部公民権運動に対し、共産主義者の陰謀だとして徹底的な弾圧を図った中心的人物の一人であった⁽⁶⁹⁾。彼は国別移民割当制度の維持と移民制限を強く主張し、ヨーロッパからの難民受け入れについても否定的姿勢を取っていた。だが、メキシコからの契約労働者や不法入国者となると一変して、非常に寛大であった。つまり、移民制限論を唱える上院の有力議員がブラセロ・ウエットバックの導入問題となると途端に、外国人の不法労働者を雇用する農場主への雇用者制裁に反対し、不法入国したメキシコ人を気遣い、農場主やメキシコ人の立場を考慮する「人道主義者」へ変身するのである⁽⁷⁰⁾。地域的には、北東部と中西部の連邦議員は反ウエットバック規制強化に賛成し、西部と南部の議員はウエットバックの規制に寛大であった⁽⁷¹⁾。

5-2 ウエットバック作戦 (Operation Wetback)

1930年代の大恐慌期と異なり、1950年代の強制送還の時期は経済的には好況期であった。それにもかかわらず、1953-57年の4年間で延べ300万を越えるメキシコ人が逮捕され強制送還されることとなった。この時期には多くの組合、コミュニティ指導者などが反アメリカ的活動者としてFBIなどの捜査をうけた。

1954年6月、ブラセロ・プログラムによってメキシコ人契約労働者が導入されているその最

中に、南西部を中心に不法入国・滞在外国人の逮捕と送還作戦、「ウエットバック作戦」(Operation Wetback)が国境警備隊を総動員して決行された。まず、カリフォルニア州とアリゾナ州の農場でウエットバックの一斉逮捕が国民とメディア注視のもとで実施され、後に内陸部の都市へとその作戦を拡大していき、移民局は7月下旬までに100万人を超えるメキシコ人が逮捕されたと報じられた⁽⁷²⁾。軍事作戦の名を冠したこの作戦を指揮したのが、アイゼンハワー大統領のウエストポイントのクラスメイト、元陸軍大将のジョセフ・スイング(Joseph Swing)であった。

冷戦下のマッカーシズムの熱狂のもと、国民一般の共産主義者や外国人への迫害と敵意が増幅され、それらがウエットバックに一挙に向けられる異常な状況が生み出されていた。ウエットバックは、社会・法制度が機能不全に陥っている具体的証拠であるとして、連邦議会ではリベラル、保守を問わず不法外国人＝共産主義者の告発や召還が実行され、マスコミの一大キャンペーンのもとで一種の政治的パフォーマンスとしてメキシコ系住民の大量逮捕と強制送還が実施されたため、「ウエットバック」＝メキシコ系住民＝外国人というイメージが一般の国民に間に広がるようになった⁽⁷³⁾。『ニューヨーク・タイムス』は「赤の侵入」、「ウエットバックは今日の奴隷」、「マッカランの移民」などの記事を掲載した⁽⁷⁴⁾。さらに、ウエットバックは農業ばかりでなく、工業にも進出しており、農村から全米の都市へと拡散しているとも警告した。

メキシコ国内ではこのようなアメリカ政府による「軍事作戦」によるメキシコ人の逮捕・退去作戦は批判を巻き起こした。とくに、司法長官のハーバート・ブロンネル(Herbert Brownell)の当初のプランでは陸軍の投入の可能性も検討していたことが報道されたときには、メキシコ市ではアメリカへの大規模な民衆の抗議行動が起こった⁽⁷⁵⁾。

共産主義の脅威を煽るマッカーシズムに呼应したウエットバック作戦は、冷戦下の外国人に対する恐怖心を掻き立て、ウエットバック問題を南西部の地域的問題から全国的問題へと拡大させる。と同時に、南西部のアグリビジネスの力を強め、南部と西部の農業ブロックを強化するのに貢献した⁽⁷⁶⁾。つまり、ウエットバック作戦はウエットバックからブラセロへの転換を進めたばかりでなく、政府機関の後押しにより農場主団体を強化し、農場主の労働者支配をより強化することに役だったと言える⁽⁷⁷⁾。事実、ウエットバック作戦の過程で農場主団体が強化され、移民局長官のスイングはウエットバックを雇用する農場を罰するのではなく、農場主団体への加盟を勧めた。その結果、1959年までに、カリフォルニアの11,629のブラセロを雇用する農場主の99%が農場主団体に加盟するまでになった⁽⁷⁸⁾。ウエットバック作戦は、国家の統括下のブラセロ・プログラムを確立させ、50年代半ば以降アメリカ南西部の農場に導入されたブラセロの数は年間30~40万人近くに達し、季節労働力の過半を占めるまでになった。

6. メキシコ系住民のコミュニティ

ブラセロ・プログラムが続いたほぼ1940年から1960年の間に、メキシコ系住民人口は250万人から500万人へと倍増した。ブラセロやウエットバックの大半は農村に導入されたが、このプログラムを契機にメキシコ系住民のなかには都市へ移動するものが増加し、60年代にはその大半は都市のバリオに居住することになった。とくにマッカラン・ウォルター法とウエットバック作戦は、メキシコ系住民のコミュニティのなかに国籍、市民権、合法・非合法移民の権利を再検討する契機ともなった。メキシコ系アメリカ人はメキシコ人の絶えざる流入により、絶えず自らのアイデンティティの再確認を余儀なくされた。

1954年は黒人の公民権運動にとって画期的判決である「ブラウン判決」がでた年でもあるが⁽⁷⁹⁾、マッカーシズムが最高潮を迎えた時期でもあった。メキシコ系の主要な団体はメキシコ系の市民的権利がメキシコ人移民問題と密接に関連していることを再認識し、なかには国家の安全保障や移民政策を批判するメキシコ系住民も増加した。とくに安全保障法とマッカラン法の制定に対し、冷戦下での共産主義者への必要な措置として基本的に支持したが、主要なメキシコ系団体は国境の規制、外国人の取り締まりの強化がメキシコ系コミュニティに対して特別に暴力的・抑圧的であるという批判を強めていった⁽⁸⁰⁾。1954年のウエットバック作戦はメキシコ系住民とそのコミュニティに大きな影響を与えたばかりでなく、国民の多くにブラセロ・プログラムの存在を知らせることになった。このウエットバック作戦の強行は、南西部のローカルな問題、一部の外国人問題であると考えられてきたウエットバック問題が実は国民全体の市民権問題、人権問題であり、とくに南部黒人の公民権運動とも連動し、メキシコ系アメリカ人の市民権改革運動と密接に繋がった重要な政治問題であることも明らかにされていく契機ともなった⁽⁸¹⁾。

6-1 ラテンアメリカ系市民統一同盟とアメリカGIフォーラム

メキシコ系の主要な市民権擁護団体はウエットバック作戦を支持した。たとえば、メキシコ系のなかで最大でもっとも一般に知られていたのが「ラテンアメリカ系市民統一同盟」(the United Latin American Citizens' League: LULAC, ルーラック)と「アメリカ人GIフォーラム」(the American G. I. Forum)であるが⁽⁸²⁾、それらはともに、アメリカ市民権をもつ者に限定した市民権擁護団体である。これらのメキシコ系アメリカ人の団体はウエットバック＝「共産主義者の侵入」など、冷戦下の国民的イデオロギーに呼応した動きを取った。そのなかでもっとも興味深い運動を展開したのがルーラックであった⁽⁸³⁾。それは1929年の設立以来、メキシコ系アメリカ人の市民権の擁護と政治・社会的地位の向上、同化主義と愛国心により社会の主流への

参加と同化を目指して活動を続け、伝統的に政治的には穏健な団体である。ルーラックは永住権保持者の市民権の取得を奨励したが、団体への入会資格はメキシコ系のアメリカ市民権保持者に限定してメキシコ人の入会は認めなかった。人種に関して、ルーラックは自らを「白人」であるという立場を取った⁽⁸⁴⁾。つまり、ルーラックはその設立以来、市民権保持者と外国人、そして人種の境界線をしっかりと引いてきたのである。ルーラックはメキシコからの大量のブラセロや不法入国者の流入はメキシコ系アメリカ人の市民権改革運動や経済的地位の向上にとってマイナスであるという理由で、ブラセロ計画の継続に強く反対し、移民法の規制強化に支持を表明してきた⁽⁸⁵⁾。

だが、ルーラックにも従来の移民規制強化支持の姿勢に変化があらわれた。1953年6月、ルーラックのアルバカーキーでの第24回年次大会において、会長アルバート・アルメンダリス (Alberto Almendariz) は国民統合と民族的アイデンティティの関係について、アメリカ的生活様式と自らの文化・伝統に対する尊敬は矛盾せず、移民の絶えざる流入はメキシコ系コミュニティを豊かにすると主張し、メキシコ系アメリカ人とメキシコ人移民との関係の改善を訴える演説を行なった⁽⁸⁶⁾。このような主張は過去に前例のないことであった。その背景には、ルーラックのメンバーの中にメキシコ人への移民局の強引な姿勢と取締りに憂慮の念が表明され、ブラセロやウエットバックの流入で利益をえているのは低賃金で彼らを使う雇用主のみであり、メキシコ人はその被害者であるという意見、さらにメキシコ人は民族的文化と伝統を同じくする「われわれ」の仲間であるというエスニック・アイデンティティを主張するものが増加していったことがあった。そればかりでなく、メキシコ系アメリカ人の家族や親戚のなかに多数の不法メキシコ人が含まれており、メキシコ系住民にとってメキシコ人の強制送還は身近な家族問題であったからである⁽⁸⁷⁾。

もう一つのアメリカン GI フォーラム (the American G. I. Forum) は退役軍人からなり、少しの改革要求でも「非アメリカ的」だとレッテルを貼られる中、会員はアメリカへの愛国主義と同化主義的傾向が強く、活動はテキサス州が中心であったが、1950年代の初期にはメキシコ系アメリカ人の権利擁護団体の中でもっとも有効な団体であると認められるようになった。そして、人種隔離反対運動とともに、移民問題をメキシコ系アメリカ人にとって重要な政治・社会問題であると考えていた数少ない団体の一つであった。GI フォーラムは政府とビジネス界がメキシコ人労働者の導入を奨励する施策を取っているとして批判し、さらに、1953年には連邦議会で議論されていた移民の取り締まり強化と外国人を匿ったりする者へのペナルティを課すこと、外国人の輸送に使用された自動車の没収など、不法外国人を雇用した者への罰則などを提案した⁽⁸⁸⁾。ブラセロについても、農業労働力不足を認めつつも、国内のメキシコ系労働者に悪影響がある場合にはブラセロの雇用は禁止すべきであると主張した。つまり、このプログラムは国が農場主の

利害に従い、国内の労働者の賃金を押し下げて農場から追いやり、メキシコ人に仕事を与える政策であること、つまり、それはアメリカ人労働者やメキシコ系アメリカ人の犠牲の上に行われているのであると批判した。さらに、GI フォーラムは1957年に国境を越えて働きに来るコミュニターの規制とアジアからの「オリエンタル」労働の禁止を訴えた。事実、日本人の短期農業労働者が研修の名のもとに「短農」と呼ばれて導入されていた。1956年に公法414号にもとづいて、1,000人の日本人短農が導入され、1959年にはその数は1,356人へと増加した⁽⁸⁹⁾。

6-2 「コミュニティサービス協会」(CSO) と「全米メキシコ系アメリカ人協会」(ANMA)

少数ではあったが一部のメキシコ系市民、労働団体はメキシコ人の排除には向かわず、彼らとの対話と共生の道を模索する団体もあった。エドワード・ロイバル (Edward Roybal) を議会へ送る政治運動を通じて1947年に設立されたコミュニティサービス協会 (the Community Service Organization: CSO) である。1950年代を通じ、CSOではブラセロ・プログラムの廃止を求める活動が行われた。だが同時に、CSOは移民法上の地位にかかわらず、非アメリカ市民への援助活動も実施した。とくに、永住権保持者の市民権取得を促し、コミュニティでの活動に参加を促す運動を展開した⁽⁹⁰⁾。この意味では、CSOは移民とメキシコ系との大きな裂け目を縮める役を果たし、メキシコ人とメキシコ系の市民的権利の向上に重要な役割を果たした。事実この組織は、後に農業労働者の組織化とメキシコ系の市民権運動に重要な役割を果たすセサル・チャヴェス (César Chávez) を活動家として育てた組織でもある⁽⁹¹⁾。

また、国境を越えての同じ働く仲間として階級的な団結を説き、市民権有無に関わらず人権の擁護を訴えるメキシコ系組織も存在した。社会・労働運動の高揚期には「産業別組織委員会」(CIO) に所属する産業別労働組合は市民権の保持に関係なく、労働者の組織化を進めた。コミュニティでは「スペイン語系住民会議」(El Congreso del Pueblo de Habla Española, Congress of Spanish-Speaking Peoples) などを代表とする組織がメキシコ系の公民権の擁護と移民の権利擁護のために闘った。メキシコ系のバート・コロナ (Bert Corona) は労働組合ばかりでなく、コミュニティでの活動家として精力的にメキシコ人・メキシコ系の公民権の向上と労働者としての権利擁護のために長い間闘ってきた。彼は、1930年代の当時からメキシコ系の公民権がメキシコ人移民と密接に結びついていることを認識していた数少ない活動家の一人であった⁽⁹²⁾。

1940年代後期、冷戦ヒステリアが高まり、ほとんどの社会労働運動が押さえ込まれている状況下、「鉱山・選鉱・精錬労働者国際組合」(the International Union of Mine, Mill and Smelter Workers: Mine-Mill) によって組織され⁽⁹³⁾、1949年ウォレス支持の運動を基礎として、ほとんどが組織労働者からなる「全米メキシコ系アメリカ人協会」(Asociación Nacional México-Americana: ANMA) は、アメリカ生まれとメキシコ生まれの間の区別をせず、他の被抑圧

民族との連帯、進歩的な政治組織や団体との共闘をもいとわなかった稀有な組織であった⁽⁹⁴⁾。また、「スペイン語住民会議」と同様に、女性が重要な地位をしめる組織でもあった⁽⁹⁵⁾。ブラセロ・プログラムは、ブラセロと国内農業労働者の犠牲の上にアグリビジネスを繁栄させるプログラムであるとして反対した。また、ANMAは、ブラセロは債務奴隷であるペオンのように働き、他方でメキシコ系アメリカ人は彼らと競争できず、農場から追い出されていると現状を的確に捉えていた。そして、ブラセロ・プログラムを廃止した上で、国境を越えてメキシコとアメリカの労働組合が参加し、ブラセロ・プログラムに代わる解決策を見出すべきであると提案している。

さらに、ウエットバック作戦については、メキシコ人労働者の一方的な強制送還だとして、ANMAは労働者の国際連帯の立場から反対した。また、ANMAは、FBI、移民局からの脅迫と妨害にもかかわらず、ウォルター・マッカラン法は反外国人、反共産主義の移民法だとして反対した。この時期にはほとんどの組合やコミュニティ指導者などが反アメリカ的活動者としてFBIなどの捜査を恐れて、冷戦政策を批判することはできなかった。ANMAは朝鮮への軍事介入を即時やめるよう政府に要求した数少ない組織であった。また、その反対の根拠の一つとしたのが、メキシコ系アメリカ人の若者が第二次大戦期と同様に、朝鮮戦争の中でも不均衡に多くの若者が犠牲となっていること、それにもかかわらず、国内ではメキシコ系は人種的差別と強制送還の危険性に晒されていることを指摘しながら、アメリカの対外政策における自由、民主主義、そして平等などの普遍的権利の主張と国内でのマイノリティの市民権における著しい不平等との間の矛盾に批判を加えたのである⁽⁹⁶⁾。例えば、コロラド州でのメキシコ系の人口は全体の10%であるが、朝鮮戦争でのメキシコ系の犠牲者は28%、アリゾナ州ではメキシコ系人口は20%であるが、犠牲者は44%、ニューメキシコ州ではその比率は49対56であった⁽⁹⁷⁾。だがANMAはその後、共産主義者の組織として「赤狩り」の標的となり、組織の影響力は急速に衰退していった⁽⁹⁸⁾。

7. ブラセロ・プログラムの終焉と「ハート・セラー法」の成立

7-1 ブラセロ・プログラム終焉への道

1964年のブラセロ・プログラムの終焉と1965年ハート・セラー法の制定とは単なる偶然ではない。1950年台半ば以降、農村での移動農業労働者の貧困、市民権の侵害、社会的権利の欠如などが明らかにされたにもかかわらず、ブラセロの数は年間30~40万人台へと増加する。その後、国民の市民権、貧困問題への関心が高まるなか⁽⁹⁹⁾、このような国民的関心をさらに深めたのが、CBSの1956年8月10日放送された『暴露された農業労働者』(“Farm Labor Expose”)であった。それは、強制収容所のような環境で働くメキシコ人契約農業労働者の姿を暴露し

た⁽¹⁰⁰⁾。また、1956年に出版されたエルネスト・ガラルサの『農地でのよそ者』(*Stranger in the Field*)は農場での炎天下での過酷な労働、降り注ぐ農薬のなかでの採取作業など、市民の日常生活とは程遠い農業労働者の実態に衝撃を受けた多くの読者は、南部のジムクロー制度を想起し、ブラセロ・プログラムの廃止を求めるようになっていった。また、黒人の公民権運動において中心的役割を担った「全米有色人地位向上協会」(National Association for the Advancement of the Colored People: NCCAP)もブラセロ・プログラムに反対したことも政治的には大きな影響を与えた。とくに、黒人の移動農業労働者の多いアーカンソー州ではメキシコ人が黒人の仕事を奪うと強い憂慮を示した。さらに、「移動労働に関する大統領委員会」へ黒人の委員が任命されなかったことも批判した⁽¹⁰¹⁾。

7-2 「ハート・セラー法」の成立

1940-50年代、トルーマン、アイゼンハワー両大統領が拒否権を発動をしながらも達成できなかったのが1920年代移民法の根本的・包括的な改革であった。1952年のマッカラン・ウォルター法も出身国別移民割当制度を基本的に維持した。それを廃止したのは公民権運動による法制度改革の一環として成立した1965年のハート・セラー法であった。この移民法は、年間の移民受け入れ総数は東半球17万人、西半球12万人、各国ごとに一律2万人としたが、西半球では各国ごとの規定は課されなかった。新しい移民法は、移民受入れ基準の平等化と人種・民族差別的だと批判された移民の出身国別割当制度を廃止し、家族の再結合、それに技能・能力が高い移民が優先されることになった。

1965年ハート・セラー法の議会での制定過程をみよう。1963年ニューヨーク選出のユダヤ系エマニエル・セラー(Emanuel Celler)民主党上院議員は連邦議会において、移民の出身国別割当制に強く反対した。彼は、移民政策はソ連との対決の重要な場であり、今後もわれわれが「鉄の壁」を維持し存続することは耐えられない。つまり、冷戦の戦略的必要性から移民の出身国別割当制度は廃止すべきであると主張した。これに対して、ウォルター議員は下院司法委員会議長として、1963年に亡くなるまで移民政策に強い影響力を行使した。彼は、1950年代冷戦下のリベラルな移民改革の流れを推し止め、一部アドホックに修正や難民の入国は許可したが、出身国別割当制度の廃止には議論が進まないように画策した⁽¹⁰²⁾。ウォルター議員は1963年に死去し、その後、下院司法委員会議長に選出されたのはオハイオ州のマイケル・フェイガン(Michael Feighan)民主党議員であった。彼は保守的な反共主義者で移民法の改革に消極的であり、議会においてセラー議員と激しい論争を展開した。移民に関する上院の重要人物はジェームス・イーストランド(James Eastland)民主党上院議員であり、彼はウォルター・マッカラン法の改正に反対であった。だが、前に述べたように、彼はブラセロ・プログラムには賛成であった。

後に、イーストランドは退き、中西部の家族農場利害を代表するイリノイ州の共和党上院議員であるエヴェレット・ダークセン (Everett Dirksen) と南部のノース・カロライナ州のサム・アービン (Sam Ervin) が移民法の改革を阻止するのに重要な役割を担った⁽¹⁰³⁾。

1960年のケネディ大統領の当選はマッカラン・ウォルター法の改革の気運を高めた。1963年、ケネディは議会へ移民法改革を提案した。その内容は移民の出身国による差別の廃止、「アジア太平洋三角地帯」からの移民・帰化禁止の即時廃止、それに西半球からの移民へ量的制限を課さない措置を維持することであった。だが、ケネディは移民法の段階的な改革を望み、直ちに出身国別移民割当制の廃止を望まなかったといわれる⁽¹⁰⁴⁾。

1963年11月のケネディ大統領の暗殺により大統領となったリンドン・ジョンソン (Lyndon Johnson) は、上院議員時代には移民問題にあまり興味を示してこなかったと言われていた。彼は、1952年のマッカラン・ウォルター法におけるトルーマン大統領の拒否権行使を覆す投票には賛成票を投じていた。だが、ジョンソンは上院議員としての国内政策に関わる政治活動は全般的にリベラルであった⁽¹⁰⁵⁾。そして、1964年1月の年頭教書演説において、ジョンソン大統領は出身国別移民割当法とアジア圏からの移民禁止を廃止するという移民改革を支持することを表明した。1964年の選挙で共和党の保守派議員が多く落選し、両院において民主党が躍進した。その結果、移民改革に熱心な議員が増え、南部の保守的勢力の力が落ちた。大統領の議会での教書演説の直後、セラー下院議員とミシガン州のフィリップ・ハート (Philip Hart) 上院議員は移民法案 (ハート・セラー法) を提出した。大統領の広報官は、提出された法案はアメリカの外交政策を助けるとして、またディーン・ラスク (Dean Rusk) 国務長官はより柔軟で賢明な外交戦略を選択しやすくするであろうと支持を述べた。さらに、司法長官ロバート・ケネディ (Robert Kennedy) もアメリカにいる人々は誰でも自己の体験から現行の移民法は間違っていると知っているはずだと述べ、特定の地域・国からの移民を優遇する出身国別移民割当法を批判した⁽¹⁰⁶⁾。

1950年代の組織労働は移民改革を全般的に支持し、移民制限論者はヨーロッパからの移民制限を主張する一方、メキシコからのブラセロや不法移民の流入を大目に見ているとその矛盾を批判した。だが、その批判は組織労働を含むリベラル陣営自らが西半球からの移民を例外とする移民政策を支持してきた事実を隠していると保守陣営からの批判を受けることとなる。ナイも述べるように、「リベラルの西半球政策は混乱していた」といえる⁽¹⁰⁷⁾。事実、1950年代後半から60年代中頃まで、ケネディ、セラー、ハートなどのリベラル政治家もブラセロ・プログラムを廃止し、西半球からの移民に対し、割当制限の導入を真剣に提案しなかった。結局、西半球からの移民の国別割当枠を設定すべきかを議論する特別委員会ができたのはブラセロ・プログラムが廃止され、ハート・セラー法が制定された直後であった。それが、「西半球移民に関する特別委員会」(U.S. Select Commission on Western Hemisphere Immigration) である。

おわりに

冷戦体制下の 50 年代半ばから 60 年代半ばにおける全国民的な市民権運動の高まりは、連邦政府の人種統合政策と相まって、国民的な一体感を強め、公民権法、投票権法、さらに移民法を相次いで成立させた。そして 1964 年には 22 年間の長きに亘ったブラセロ・プログラムはその歴史的使命を終えた。

冷戦下の諸改革を要求する国民の社会運動は、市民権や貧困、そして移民問題を全国民的な政治問題とさせた⁽¹⁰⁸⁾。とくに、黒人を中心とする公民権運動と黒人解放運動の中、ジョンソン政権はベトナムへの軍事的介入を本格化する。と同時に、国内では「偉大な社会」構想、「貧困との戦い」を実行し、国内での人種的マイノリティの市民権の改革を軸に、国内的に人種的な統合を実現しようとした。

事実、1950 年代半ば以降、アメリカの人種的マイノリティとして、連邦政府にアメリカ市民として平等な権利と保護を求める黒人の公民権運動は、メキシコ系住民やそのコミュニティに大きな刺激を与えた。だがその影響は、黒人と異なり、メキシコ系住民のなかには、市民権保持者ばかりでなく、多くの永住権保持者、合法・非合法のメキシコ国籍保持者なども含まれていたため、そこには国内の市民権の問題ばかりでなく、国籍や非合法外国人問題など国内の市民権の改革だけでは解決できない冷戦リベラリズム下の国際的問題、国民国家の市民権それ自体を問題とする普遍的な人権問題などが含まれていた。また、このような非合法移民をめぐるメキシコ住民のコミュニティの活動と体験は新たなエスニック・アイデンティティ構築の契機となったばかりでなく、人種的マイノリティ・抑圧された民族集団としての自覚を深め、その後のチカノ運動を準備したとも言える。さらに、メキシコ系住民とコミュニティは国内での市民権改革と合法・非合法移民の権利とをいかに架橋するかというより困難な課題に取り組みねばならなかった。メキシコ系住民のなかには非合法移民の組織化を試みる団体もあったが、ANMA のように、共産主義団体とレッテルを貼られて権力から弾圧され解散に追い込まれたものもあった。つまり、冷戦リベラリズムの枠を超えて冷戦戦略を批判するメキシコ系住民は「非アメリカ的」・「共産主義者」と烙印を押されてアメリカ合衆国の市民権保持者、あるいは永住権保持者にもかかわらず国外退去を求められたのである⁽¹⁰⁹⁾。

《注》

- (1) ナイによれば、1920 年代の移民政策は、米墨国境を国境警備隊の設置により非合法移民が創造され、文化的人種的境界を再編成した。Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America*, Princeton University Press, 2004, p. 67.

- (2) 契約労働者禁止法については大塚論文に詳しい。この法が制定されたにもかかわらず、不熟練移民の流入が止まらない事実には憤慨して、組織労働は移民そのものを制限する方向へと政策を転換する。大塚秀之「世紀転換期のアメリカ合衆国における外国人契約労働者問題 — Industrial Commission 報告を中心に —」『神戸外国語大学研究年報』XIX, 1981年。この法律はヨーロッパからの移民を制限することを目的としたが、1882年にはすでに「中国人移民排斥法」が制定されていた。
- (3) 鉄道ブラセロについては, Barbara A. Driscoll, *The Tracks North: The Railroad Bracero Program of World War II*, University of Texas, 1999.
- (4) 第一次世界大戦時の外国人導入計画については, Mark Reisler, *By the Sweat of their Brow: Mexican Immigrant Labor in the United States, 1900-1940*, 1976.
- (5) ケアリー・マックウイリアムスは著書、『土地で暮らしていく』*I'll Fare the Land, Migrants and Migratory Labor in the U.S.*, reprint ed., 1976, p. 347 で、在米日本人と日系アメリカ人を西部防衛地域から立ち退かせる計画が進んだことを述べている。
- (6) 「1943年半ばまで、全体として厳しい労働力不足が顕在化しなかった。……全体的としてみれば、42年半ばまでは、労働力供給問題は、訓練計画の推進と募集活動の支援が中心的な施策であった」河村哲二『バックスアメリカーナの形成』, p. 175.
- (7) Wayne D. Rasmussen, *A History of the Emergency Farm Labor Supply Program, 1943-1947*, *Agricultural Monograph* No. 13, U. S. Department of Agriculture, Bureau of Economics. Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1951, p. 3203.
- (8) ハリー・ブレイバマン、富沢賢治訳『独占資本』岩波書店、423頁。
- (9) 「戦時中、地域の戦時人的資源委員会(WMC)と雇用サービス(USES)が誘導しながら、自発的に人々を軍需産業に就業させるのが労働動員の基本」。だが、またUSESは、選抜徴兵法の下で登録している18歳から65歳の男性を「分類」する権限を与えられた。そしてその徴兵とならない男性には、重点産業を中心に就業を勧めるとともに、USESは各地域で食糧生産に従事する農民の数を調整した。佐藤千登勢『軍需産業と女性労働』彩流社、2008年、27頁、79頁、109-111頁。
- (10) 戦時下の人種差別撤廃を求めるフィリップ・ランドルフのワシントン抗議行動については、藤永康政の以下の論文を参照。「黒人思潮の変化と公民権連合の構築(1), (2)」『地域文化研究』第10号, 11号, 1995年, 1996年。
- (11) 1943年には全国各地の47の都市で125件の人種暴動が発生した。上杉忍『二次大戦下の「アメリカ民主主義」』講談社選書メチエ、2000年、G. ミュルダールの『アメリカのジレンマ』は、黒人問題がナショナルなものだけではなく、インターナショナルなものであることを明確にした。また、A. サクストンは『アメリカのジレンマ』において、ミュルダールはアメリカ合衆国における最初の包括的な人種研究であるが、アメリカ的信条を普遍主義的なものと捉え、それがもつ人種主義による支配と搾取の側面をほぼ無視していたと批判する。Alexander Saxton, *The Rise and Fall of the White Republic: Class Politics and Mass Culture in Nineteenth-Century America*, 1991.
- (12) 第二次世界大戦後のシェアクロッパーを中心とした小作農民と農業労働者の大量のプランテーションからの大量の追い出しの歴史的過程を詳細に描き出したのが、藤岡淳の『アメリカ南部の変貌 — 地主制の構造変化と民衆』青木書店、1985年である。
- (13) Carey McWilliams, *Fool's Paradise: a Carey McWilliams reader*, Santa Clara University, 2001, p. 140; *Brothers Under the Skin*, Little Brown, Revised Ed., 1964.
- (14) マソンは若者の心理学的考察を行い、新兵の訓練でのフラストレーションのうっ憤晴らし、男らしさの誇示のための暴力性について描写している。Mauricio Mazon, *The Zoot-Suit Riots: The Psychology of Symbolic Annihilation*, University of Texas Press, 1984, pp. 19, 52. また、リブシッツは、メキシコ人男性への攻撃の理由として、白人女性の保護があげられていた。また、暴動に参加し

た水平のなかには多くの南部出身の白人の若者が含まれていた。George Lipsitz, *The Possessive Investment in Whiteness: How White People Profit From Identity Politics*, Temple University Press, 2006, p. 208.

- (15) 1942年8月のスリーピー・ラゲーン事件とは、地元ギャングのメンバーであったホセ・ディアスが東ロサンゼルス貯水池に死体で発見された。状況証拠のみから敵対するギャング22人が告訴された。「メキシカンの犯罪分子」の仕業として報道機関によって大げさに報道され、陪審員には1人のメキシコ系もおらず、裁判ではそのうち12名が第1級、あるいは第2級殺人罪で起訴された。裁判は警官によるメキシコ人虐殺容疑事件として全米の注目をあび、1942年5月に枢軸国に宣戦布告を行っていたメキシコ政府はアメリカにおける人種差別事件として批判した。このような人種差別的裁判に対して、ベルリン、東京ではラジオでこの事件を大きく報道した。メキシコ人コミュニティ(バリオ)では裁判の無効を訴える運動が組織され(スリーピー・ラゲーン裁判被告側委員会)、地域での市民権の闘いが連合国の国際的な闘いの一環であり、それは「真のアメリカニズム」であると訴えた。そのなかにはリベラルな活動家でジャーナリストであったケアリー・マックウィリアムス、メキシコ人社会の指導者であったホセフィナ・フィエロなどが含まれていた。William Issel, Robert W. Cherny, Kieran Walsh Taylor, *American Labor and the Cold War*, Rutgers University Press, 2004, p. 258.
- (16) Juan Gómez-Quiñones, *Chicano Politics: Reality and Promise, 1940-1990*, University of New Mexico, 1990, pp. 36-38.
- (17) 矢ヶ崎によれば、強制収容前の1940年にカリフォルニア州には、5,135の日本人経営の農場があり、その70%が借地・小作農、19%が所有農場、その他は一部所有農、管理農場などであった。作物ではインゲン豆、セロリ、トウガラシ、イチゴをほぼ独占し、他にもアーティチョーク、カリフラワー、ハウレン草、トマトなどにおいて州の総生産高の半分近くを占めていたことを明らかにしている。矢ヶ崎典隆『移民農業——カリフォルニアの日本人移民社会』古今書院、1993年、204頁。また、飯野は、1942年には強制収容された人のなかから合計1万人が、主としてアイダホ、ユタ、モンタナ、コロラド諸州とオレゴン東部での季節労働に従事した。飯野正子『もう一つの日米関係史——紛争と協調のなかの日系アメリカ人』有斐閣、2000年、132頁。
- (18) メキシコ大使のメッサースミスは戦時中、メキシコ国内での左翼的組織労働の動きを注視し、人種差別反対運動が「赤」と連携しているというアメリカ本国へ報告を行っていた。William Issel et al., *American Labor and the Cold War*, p. 260.
- (19) 1917年移民法第3条9項但し書きにより、メキシコからの一時的農業労働者への読み書きテストは免除するが、契約労働者としての移民は禁止する。人頭税を免除されるが、労働省から国内労働者の確保が不可能であり、また国内労働者に悪影響を与えないという条件をクリアすることが必要とされた。
- (20) 軍需産業における人種差別の禁止を謳ったこの行政命令がブラセロにも適用されたというのは興味深い。1950年代の人種差別について、南部の黒人は制度上の(de jure)の差別をうけたが、南西部のメキシコ系は事実上の(de facto)の差別をうけて生活していた。
- (21) Ernest Galarza, *Merchants of Labor: Mexican Bracero Story*, McNally and Loftin, 1964, pp. 48-49.
- (22) Gilbert G. Gonzalez, & Raul A. Fernandez, *A Century of Chicano History*, Routledge, 2003, p. 106.
- (23) President's Commission on Migratory Labor, *Migratory Labor in American Agriculture*, U.S. G. P. O., 1951, p. 40.
- (24) Richard B. Craig, *Bracero program: Interest Groups and Foreign Policy*, University of Texas

- Press, 1971, p. 18.
- (25) President's Commission on Migratory Labor, p. 17.
- (26) 庄司啓一「ブラセロ計画とカリフォルニア農業」『立教経済学』44-2, 立教経済学研究会, 1990年3月。
- (27) 大塚秀之「ケアリー・マックウイリアムスとアメリカ合衆国の人種差別」『一橋論叢』第88巻第1号, 1989年, 「1920年代シカゴにおけるメキシコ人労働者——ポール・S・テラーの研究を中心に」神戸市外大外国語研究所『研究年報』20, 1982年参照。
- (28) Gonzalez & Fernandez, *A Century of Chicano History*, p. 98.
- (29) *Ibid.*, p. 98.
- (30) Carey McWilliams, *Factories in the Field*, p. 134.
- (31) Galarza, *Merchants of Labor*, p. 46.
- (32) Kitty Calavita, *Inside the State: The Bracero Program, Immigration, and the I. N. S.*, Routledge, 1992, p. 74.
- (33) Mae M. Ngai, *Impossible Subjects*, p. 129, p. 139.
- (34) アメリカの外交政策にとって「実験場・仕事場」の役割を果たしたのがラテンアメリカであったことを主張するのが次の本である。グレッグ・グランディン, 松下洵監訳, 『アメリカ帝国のワークショップ』明石書店, 2008年。
- (35) マッシー等はメキシコ西部の四つの地域の移民送出コミュニティを調査対象として選んでいる。アルタミラとカミトランは農村地域, サンチアゴとサン・マルコスは都市地域に属している。Douglas Massey, Rafael Alarcon, Jorge Durand and Humberto Gonzalez, *Return to Aztlan: The Social Process of International Migration from Western Mexico*, University of California Press, 1987, p. 54
- (36) テキサス州の農場主の多くが政府の介入や最低賃金の設定に「社会主義」だとして不満を示し, ブラセロ・プログラムに消極的であった。そして, 第一次世界大戦時のような政府の緩やかな介入を望んでいた。また, メキシコ政府の批判に応じて, テキサス州知事は1943年, 議会で「白人人種決議」を採択し, メキシコ人は白人人種の仲間であると宣言した。Neil Foley, *White Scourge*, p. 205.
- (37) Richard B. Craig, *Bracero Program: Interest Groups and Foreign Policy*, University of Texas 1971, pp. 53-55
- (38) 戸田山祐『エル・パソ事件と戦後期ブラセロ・プログラムの成立——移民統制をめぐる1940年代後半の米墨政府間交渉を中心に——』『アメリカ太平洋研究』第8号, 2008年。
- (39) Craig, *Bracero Program*, p. 21.
- (40) President's Commission on Migratory Labor, pp. 51-53.
- (41) 1948年春, AFLの「ハリウッド・フィルム会議」(the Hollywood Film Council)はストライキを戦う農業労働者を描いた20分の単純な動画と語りからなるドキュメンタリー・フィルム「豊かな渓谷における貧困」を作った。興味深いのは, その語り手は後のアメリカ大統領ロナルド・レーガンであった。Ernesto Galarza, *Spiders in the House & Workers in the Field*, University of Notre Dame Press, 1970, p. 30.
- (42) 1930年にオクラホマ州からカリフォルニアへ移住してきたかつての白人シェアロッパーに対する蔑称。1930年代の綿花ストライキはテキサスでは起こらず。白人は農場主になる可能性が高い。だが, 農場主になれない白人クロッパーは「白人のゴミ」と呼ばれた。白人クロッパーにとり「白人性」は一種の呪縛となった。Neil Foley, *The White Scourge*, p. 15.
- (43) Galarza, *Spiders in the House & Workers in the Field*, pp. 20-23.
- (44) Craig, *The Bracero Program*, p. 58, p. 78.
- (45) 連邦政府の資金でブラセロの健康状態についての研究に従事したヘンリー・アンダーソンはブラセ

- ロが農場主によりいかにひどい扱いを受けているのかを私信の形で書き上げた。農場主団体はアンダーソンを沈黙させるために、労働省、州議会、さらにかれの所属するカリフォルニア大学の学長へと圧力を強め、かれの研究は完成する前に差し止められた。彼は後に、850頁にわたりブラセロがいかに非人間的な環境のもとで働いているかを詳細に叙述した草稿を書いた。Henry Anderson, *The Bracero Program in California with Particular Reference to Health Status, Attitudes, and Practice*, School of Public Health, University of California, 1961, p. 17.
- (46) David Reimers, *Still the Golden Door: The Third World Comes to America*, Columbia University Press, 1985, p. 44.
- (47) Juan Ramon Garcia, *Operation Wetback: The Mass Deportation of Mexican Undocumented Workers in 1954*, Greenwood Press, 1980, p. 142.
- (48) 1935年の「ワグナー法」は農業労働者をその法的規制から除外した。その結果、南部の黒人の65%はワグナー法の「恩恵」から排除された。東部海岸州農場における契約労働者の導入については、Cindy Hahamovitch, *The Fruits of Their Labor: Making of Migrant Poverty, 1870-1945*, The University of North Carolina Press, 1997.
- (49) Juan Ramon Garcia, *Operation Wetback*, pp. 142-143.
- (50) David G. Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, p. 143.
- (51) Juan Ramon Garcia, *Operation Wetback*, p. 143.
- (52) アン・マークセン等は冷戦下における政府の軍事支出により創出された地帯構成の特徴を「ガン・ベルト」と呼んでいる。Ann Markusen, *The Rise of Gunbelt: The Military Remapping of Industrial America*, Oxford University Press, 1991.
- (53) 1950-53年にかけて、軍用機の生産設備拡張のために新たに投入された資金は総額にして約35億ドル、資金の規模において朝鮮戦争の設備投資は第二次世界大戦に匹敵していた。西川純子『アメリカ航空宇宙産業——歴史と現在』日本経済評論社、2008年、113頁。
- (54) エレンダー上院議員は戦後のメキシコ政府との協定が締結されていなかった時期、メキシコ政府は約束した8万5,000人のブラセロの供給を怠っているとメキシコ政府を批判し、メキシコ政府の怒りを買った。Juan Ramon Garcia, *Operation Wetback*, p. 78.
- (55) Craig, *The Bracero Program*, pp. 70-71.
- (56) だが、現実にはその協定は実施されず、メキシコ人は厳しい監視のもとで長時間の過酷な労働に従事した。Congressional Research Service, *U.S. Immigration Law and Policy: 1952-1979*, G.P.O., 1975, p. 31.
- (57) Calavita, *Inside the State*, p. 45.
- (58) *Ibid.*, pp. 81-82.
- (59) Juan Ramon Garcia, *Operation Wetback*, p. 27.
- (60) Carey McWilliams, *Factories in the Field*, 14章参照。
- (61) Devra Weber, *Dark Sweet, White Gold: California Farm Workers, Cotton, and the New Deal*, University of California Press, 1994, pp. 118-123.
- (62) Calavita, *Inside the State*, p. 27.
- (63) 冷戦体制とは、1957年の「スプートニクス・ショック」を機に、政府の軍事支出の集中的投下により、核・ミサイル・エレクトロニクスの体系からなる核軍事体系のことである。南克己、「冷戦体制の解体とME=情報革命」『土地制度史学』147号、1999年。
- (64) マッカランは1950年の「国内治安法」、通称「マッカラン法」の提出者である。それは破壊活動取締法と緊急拘禁法から構成されている。前者は司法長官に登録することを共産主義団体に義務付け、既存の移民法の厳格化を定めている。後者は、市民か外国人かを問わず、国のあらゆる地域に住むあ

らゆる人物を拘束する権限を政府に与えた。和泉真澄『日系アメリカ人の強制収容と緊急拘禁法：人種・治安・自由をめぐる記憶と葛藤』明石書店，2009年，128頁。

- (65) 1952年9月4日，トルーマン大統領は拒否権発動に伴い，行政命令10392を発動し，「移民・帰化に関する大統領委員会」を設立した。その委員長には元の検事総長であったフィリップ・パールマン (Philip Perlman) が任命され，そのトルーマン委員会は短期間に従来の移民法にきわめて批判的なレポートを提出した。その内容は，マッカラン・ウォルター法はトルーマンの目指した世界のより不幸な人々への友好と寛容の精神に基づいた移民法とは正反対の内容であったこと，また国別移民割当制を廃止し，国別・人種別・信条別に関係なく一元化した割当制を提案した。
- (66) 1924年以来禁止されていたアジアからの移民を認め，その割当枠を設定したのは1943年の中国，さらに46年にはインドへの移民枠が設定された。戦後の冷戦初期における移民政策は難民政策を中心に，ヨーロッパからの難民への特別措置として1950年，414,744人がヨーロッパ中心に難民として入国した。だが，移民の国別割り当て制度は廃止されなかった。Ngai, *Impossible Subjects*, p. 236.
- (67) Eleanor Hadley, "A Critical Analysis of the Wetback, Problem," *Law and Contemporary Problems*, Vol. XXI, Duke University School of Law, Spring 1956, p. 336.
- (68) Ngai, *Impossible Subjects*, p. 255.
- (69) イーストランド議員は上院国内治安小委員会 (SICC) のメンバーであり，FBIのJ. エドガー・フーバー，マッカランなどと親しく互いに情報交換を行っていた。また，南部での公民権運動に対し，共産主義者の陰謀であるとして徹底的な弾圧を図った中心的メンバーであった。詳しくは，和泉真澄『日系強制収容と緊急拘禁法』174-175頁。
- (70) David M. Reimers, *Still the Golden Door*, p. 54.
- (71) Juan Ramon García, *Operation Wetback*, p. 126.
- (72) Juan Ramon García, *Operation Wetback*, pp. 169-174.
- (73) カラヴィータは「この強制送還の目的は共産主義者の逮捕・送還ではなく，共産主義の脅威という風評のもとで，ブラセロ計画を統括して，それに反対する活動家たちを排除することであった」と説明している。Calavita, *Inside the State*, p. 79.
- (74) *The New York Times*, 22 November 1953; 12 January 1954; 13 January 1954.
- (75) Juan Ramon García, *Operation Wetback*, pp. 169-171.
- (76) 小井土はウエットバック作戦の意義について次のように述べる。「この作戦 (ウエットバック掃討作戦—引用者) の真の目的は，しだいに米国の環境に適合し集団的連帯を強めつつあったメキシコ人の抵抗力を解体して，彼らの社会的・政治的コストを抑制することにあった」。小井土彰宏「メキシコ系「非合法」移民労働者とアメリカ国家」百瀬宏・小倉充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂，1992年，96頁。
- (77) Juan Ramon García, *Operation Wetback*, p. 104.
- (78) Calavita, *Inside the State*, p. 61.
- (79) 1947年，メキシコ系の「ブラウン判決」といわれるオレンジ郡ウエストミンスター学区事件＝メンデス事件は，メキシコ系の教育の分野における法律上の隔離を禁止する画期的判決であり，その影響は社会生活のあらゆる分野に及んだ。
- (80) David G. Gutiérrez, *Wall and Mirror*, pp. 152-153.
- (81) Gutiérrez, *Wall and Mirror*, pp. 166-168.
- (82) *Ibid.*, p. 154.
- (83) マリオ・ガルシアは1930-50年代を公民権，エスニックへの尊厳，文化的多元主義，そして政治参加を求めるミドルクラスの「メキシコ系アメリカ人の世代」と呼び，その時代における市民権擁護のために活動したルーラックを高く評価している。Mario Garcia, *Mexican American, Leadership*,

Ideology, & Identity, 1930-1960, Yale University Press, 1989, p. 19.

- (84) Mario García, *Mexican American*, pp. 48-49.
- (85) David G. Gutiérrez, *Wall and Mirror*, p. 143.
- (86) *Ibid.*, p. 165.
- (87) 佐藤は、ルーラックの分析を通じて、非合法移民規制論議を家族と国際的視野から論じる重要性を説いている。佐藤夏樹『『非合法移民問題』と「ヒスパニック」コミュニティ——組織 LULAC のコミュニティの再定義——』、『アメリカ史評論』第 26 号、2008 年参照。
- (88) Gutiérrez, *Wall and Mirror*, p. 155.
- (89) Galarza, *Merchants of Labor*, p. 248.
- (90) *Ibid.*, pp. 168-173.
- (91) 中川正紀、「カリフォルニア農業労働運動と『非合法移民問題』——1970 年代を中心として——」、『フェリス女学院大学文学部紀要』第 37 号、2002 年。
- (92) Gutiérrez, *Wall and Mirror*, p. 149. パート・コロナについては、Mario T. García, *Memories of Chicano History: The Life and Narrative of Bert Corona*, University of California, 1994.
- (93) 戦闘的な鉱山・選鉱・精錬労働者国際組合は 1940 年代末には南西部の主要な鉱山・精錬地域の大部分を組織化した。1950 年、共産主義者が支配する組合として、CIO から除名された。ニューメキシコ州とアリゾナ州の鉱山労働者の大半がメキシコ系の労働者からなっていた。
- (94) ANMA の設立は当初、鉱山労働者がメキシコ系アメリカ人の CIO 指導者と一緒に、1948 年、前の副大統領ヘンリー・ウォレスを大統領にする運動から始まった。その運動中、鉱山労働者組合、共産党などを中心に、その年の秋にウォレスを支持することを決めると同時に、「メキシコ系アメリカ人の権利を擁護する永続的な全国組織」を作るための会議をもつことに合意した。そして、1949 年 2 月 13 日、50 人の代議員がフェックスに集まった。かれらは、コロラドの砂糖大根農業労働者、ロサンゼルス工場労働者、ニューメキシコの鉱山労働者、アリゾナ、テキサスの綿花摘み取り労働者などからなっていた。ANMA は 1950-52 年、ニューメキシコのメキシコ人鉱山労働者ストライキを支援し、その献身的な活動は映画『地の塩』(*Salt of Earth*, 1954) によって有名である。
- (95) ヴィッキー・ルイス (Vicki Ruiz) によれば、メキシコ系住民は社会正義のために、階級とエスニック・アイデンティティに関して戦略的選択を行った。ルイス・モレノは大恐慌と第二次世界大戦の間において、アメリカ合衆国で最も可視化されたラティーノ女性であり、公民権活動家であった。UCAPAWA-CIO の副委員長、カリスマ的でグアテマラで生まれの移民として、南西部の農場・缶詰労働者を組織化し、主に南カリフォルニア工場のメキシコ人とロシア系ユダヤ人女性の組織化の顕著な成功を取めた。*Cannery Women, Cannery Lives: Mexican Women, Unionization, and the California Food Processing Industry, 1930-1950*, University of New Mexico Press, 1987.
- (96) これは、後に公民権運動のなかで、キング牧師がベトナム戦争での黒人兵士の負傷率が白人兵士と比較して高いことを人種差別として指摘したことに似ている。また、メキシコ系住民は、メキシコの組織労働との連帯とともに、国連の人権委員会にメキシコ人農業労働者のおかれた惨状を調査するように訴える活動も展開した。Gutiérrez, *Wall and Mirror*, p. 176.
- (97) Mario T. García, *Mexican Americans: Leadership, Ideology, & Identity, 1930-1960*, Yale University Press, 1989, p. 210.
- (98) ANMA の活動に積極的に参加したパート・コロナは FBI による組織と会員への妨害、脅迫がいかにかに強かったかを述べている。同じように、1968 年、ロサンゼルスで、非合法移民の擁護を目的に設立されたのが「自立的社会行動のためのセンター」(Centro de Acción Social Autónoma: CASA) はチカノ運動のなかで戦闘的で独自の非合法移民の擁護運動を展開したが、10 年ほどで FBI の厳しい監察下で内部対立により解散に追い込まれた。Mario, T. García, *Memories of Chicano History*,

pp. 309-310. この CASA の運動の評価については、村田勝幸『アメリカ人の境界とラティーノ・エスニシティ』東京大学出版、2008年、とくに第五章参照。

- (99) Ngai, *Impossible Subjects*, p. 165.
- (100) *Ibid.*, p. 165.
- (101) Juan Ramon García, *Operation Wetback*, p. 141.
- (102) Ngai, *Impossible Subjects*, p. 240.
- (103) Reimers, *Still the Golden Door*, p. 67.
- (104) *Ibid.*, p. 66.
- (105) *Ibid.*, p. 67.
- (106) *Ibid.*, p. 69.
- (107) Ngai, *Impossible Subjects*, pp. 254-255.
- (108) 中野は、冷戦戦略と人種問題の関係を、冷戦下の国際関係の文脈から、黒人の公民権運動とその政府の「譲歩」とその限界について論じている。中野耕太郎「市民権改革の始動 — 冷戦と人種問題 —」紀平英作編『帝国と市民』山川出版社、2003年。
- (109) Gutiérrez, *Wall and Mirror*, p. 166.